

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2874300110 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者又は代理人（家族等）の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者又は代理人（家族等）、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	3
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	5
7. 苦情の受付・ハラスメントについて・・・・・・・・	6
8. 緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・	7
9. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 兵庫県赤穂市中広267番地
- (3) 電話番号 0791-42-1397
- (4) 代表者氏名 理事長 児嶋 佳文
- (5) 設立年月 昭和26年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護者の相談、依頼を受け、その心身の状況、その他置かれている環境、要介護者及びその家族等の希望を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるように、各事業者等と連絡調整その他便宜を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 赤穂市社会福祉協議会介護支援センター
平成12年4月1日指定 兵庫県 2874300110号
- (4) 事業所の所在地 兵庫県赤穂市中広267番地
- (5) 電話番号 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131
- (6) 事業管理者氏名 沖田 千佳
- (7) 当事業所の運営方針 ①利用者が要介護状態となった場合において、可能な限り居宅にて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助を行う。
②利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
③利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。
④市、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者や介護保険施設などとの連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 事業者が行っている他の業務
当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定訪問介護事業所] 平成12年4月1日指定 兵庫県 2874300177 号
 [配食サービス][ねたきり・認知症・重度障害者の介護者の会育成事業]
 [ひとり暮らし老人の会育成事業][友愛訪問事業][心身障害者交流事業][ボランティア活動支援事業][心配ごと相談][地域福祉活動][福祉教育活動][福祉サービス利用援助事業]など

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 赤穂市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)
受付時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	8時30分～17時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	職務の内容
1. 事業所長 (管理者)	1 名	管理者 (主任介護支援専門員)
2. 介護支援専門員	1 名以上	居宅サービス計画の作成と相談

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金 (契約書第3～6条、第8条参照)

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又は代理人（家族等）に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者又は代理人（家族等）の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者又は代理人（家族等）に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者又は代理人（家族等）、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

（１）居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金

に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2	要介護 3～5
10,860 円	14,110 円

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み
兵庫信用金庫赤穂支店 普通預金 4 4 7 8 9 6

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交代（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）公正中立なケアマネジメントの確保

①ご契約者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。

②ご契約者は、担当介護支援専門員に当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

（４）医療と介護の連携

①ご契約者が医療系のサービスを希望している場合、担当介護支援専門員はご契約者の同意を得て主治医の意見を求めます。意見を求めた主治医に対して居宅サービス計画書を交付します。

②担当介護支援専門員はご契約者が入院時、医療機関が求める情報を提供します。担当介護支援専門員の氏名を医療機関にお伝えください。

（５）虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回以上に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に行い、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

事業所は、利用者及びその苦情解決の体制整備、その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。サービス提供中に該当事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに地域包括支援センターへ通報します。

（６）衛生管理

感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

（７）業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続定期的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し定期的に見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

7. 苦情の受付・ハラスメントについて（契約書第 17 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やハラスメントのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 赤穂市中広 267 番地 赤穂市総合福祉会館内
電話番号 0791-42-1397

FAX 番号 0791-45-2444

担当者 近平健一

○受付日時 毎週月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く) 8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

赤穂市 医療介護課	所在地 赤穂市加里屋81番地 電話番号 0791-43-6947 FAX 0791-45-3396 受付時間 8時30分～18時(祝日を除く)
国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 9時～17時15分(祝日を除く)

8. 緊急時の対応について

サービス提供中にご契約者に緊急の事態が発生した場合、ご契約者の主治医または事業者の協力医療機関(赤穂市民病院)ならびに緊急連絡先に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、ご契約者の代理人(家族等)、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 赤穂市社会福祉協議会介護支援センター
説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者(利用者)住所

契約者(利用者)氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

本人との続柄